

区域外就学には 以下の要件があります

市外からの通学となりますので、安全に無理なく（保護者による自家用車での送迎）通学できることが前提です

許 可 要 件		対象学年	必要書類	許可期限
留守家庭	両親共働き等により、児童生徒が帰宅時に保護者が不在であるため、祖父母宅等預け先地区の学校への通学を希望する場合。	小学校・中学校の全学年	就労証明書（勤務時間の入ったもの 同居の大人全員分） 児童生徒の預かり証明書 ※書式はウェブサイトにあります	その事由が解消するまで（1年更新）
転出	転出により、転出後も転出前の指定校への通学を希望する場合（転出前に指定校に就学していた場合に限る）。	小学校・中学校の全学年	—	最長で小学校は学年末まで（ただし小学校5年生については小学校卒業まで） 中学校は卒業まで
転入予定	住宅の新築、住宅取得（土地のみの取得は含みません）、賃貸住宅入居により、年度途中で転入が予定されているため、あらかじめ転入後の指定校に通学を希望する場合。（変更許可日から6ヶ月以内に転入する場合。）	小学校・中学校の全学年	建築確認書（住宅新築） 売買契約書（住宅取得） 入居証明書（賃貸） 等の写し	転入予定地に居住するまで
生徒指導上の配慮	いじめなど生徒指導上の問題により、指定校へ通学することが困難である場合。	小学校・中学校の全学年	保護者の願い出書 校長の意見書 担任の意見書	その事由が解消するまで（1年更新）
兄弟関係	上記の理由で許可された兄弟姉妹または特別支援学級に通学する兄弟姉妹がおり、兄弟姉妹で同じ学校に就学させたい場合。	小学校・中学校の全学年	—	その事由が解消するまで（1年更新） （転出要件で区域外就学の兄弟が転出時に小学校5年生で弟妹が小学校4年生の場合のみ 弟妹も小学校卒業まで 中学校及び兄弟姉妹が特別支援学級の場合中学校卒業まで）